

# 第 27 回福岡市屋外広告物審議会

## 議 事 録

日時 : 令和 2 年 1 月 28 日 (火) 10:00~11:00

場所 : 天神ビル 11 階 9 号会議室

出席者: 池田委員、猪野委員、井上委員、岡委員、清須美委員、古賀委員、末廣委員  
益村委員、川上委員、大坪委員、近藤委員、松尾委員、国分委員、  
岩佐 (松本委員代理)、田中委員、中田委員、石橋委員、右田委員

事務局: 住宅都市局理事 山川、地域まちづくり推進部長 奥田、  
都市景観室長 岳本、まちづくり推進室長 樗木

### 会議次第

1. 開会
2. 委員紹介
3. 会長選任
4. 審議事項  
【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格 (案) について
5. 報告事項  
福岡市屋外広告業者に対する処分基準について
6. 閉会

## ＜審議の概要＞

(※委員の紹介等、審議に直接関係のない部分を一部省略しております。)

### 「1. 開会」

- 事務局 : 定刻となりましたので、只今より屋外広告物審議会を始めさせていただきます。  
本日の審議会でございますが、新しい任期での初めての開催となりますので、会長選出の間まで私が司会進行を務めさせていただきますので、宜しくお願い致します。
- : 本日の審議会でございますが、現段階で 19 名中 18 名と、2 分の 1 以上の委員にご出席頂いておりますので、福岡市屋外広告物審議会規則第 7 条の規定により、本審議会が成立しますことをご報告させていただきます。
- : 次に本会議と会議録の情報公開についてお知らせ致します。本審議会につきましては、福岡市情報公開条例第 38 条に基づいて公開することとしております。また、会議録につきましても、同条例第 7 条に基づく非公開情報を除き公開するものとなっておりますので、委員の名前を除いた形で市のホームページに掲載致しますので宜しくお願い致します。

### 「3. 会長選任」

会長は、清須美委員が選任され、職務代理者には、会長の指名により井上委員が選任された。

### 「4. 審議事項」

- 会長 : 本日の審議会でございますが、承天寺通り地区都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格(案)につきまして、市長から諮問がありましたので、審議をお願い致します。
- 事務局 : それでは、審議事項の承天寺通り地区都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格(案)についてご説明致します。  
お手元の「第 27 回福岡市屋外広告物審議会【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格(案)について」の資料をお願い致します。今回新たに承天寺通り地区の都市景観形成地区に指定することとしており、地区指定にあたり承天寺通り地区の景観形成基準を定めることとなります。この景観形成基準には、屋外広告物の規格に関するものも含まれているため、本日当審議会において規格案についてご審議頂くものでございます。  
資料の 1 ページをお願い致します。まず、福岡市における景観形成の誘導について簡単にご説明させていただきます。1. 福岡市の景観形成誘導、(1) 福岡市における景観誘導についてですが、福岡市では平成 24 年に策定した

景観計画に基づき、3つの階層に応じた景観誘導を行っております。階層1として、福岡市全域に関する景観形成方針を定め、その上に階層2の土地利用特性に応じた6つのゾーンごとの景観形成方針、さらに1番上に階層3の都市景観形成地区の景観形成方針を定め、景観法による届出により景観誘導を行っております。今回、この階層3の都市景観形成地区について新たに承天寺通り地区の指定を行うものでございます。(2)都市景観形成地区でございますが、資料に都市景観形成地区の一覧を記載しております。市を代表する地区や、個性ある地区など、特に良好な景観を図るべき地区を、これまでに7地区を指定しており、地区の特性に応じた景観形成方針および基準を定め、よりきめ細やかな景観誘導を図っております。次に、2.地区の概要でございますが、右側の区域図で赤く囲った範囲が今回指定を行う区域でございます。承天寺通り地区は、歴史に配慮した景観づくりが行われている御供所地区と、JR博多駅を結ぶ承天寺通りの沿道であり、商業・業務・共同住宅等が混在している地区でございます。今後、寺社へと続く通りにふさわしい、歴史を感じられ風格のあるまちなみ形成を図るため、道路境界線より両側30メートルの範囲、約2.6ヘクタールを都市景観形成地区に指定するものでございます。(2)これまでの経緯につきましては、平成30年10月に、沿道の所有者による検討会が設立され、平成31年3月にまちなみ形成の自主ルールが策定されております。平成31年4月に、検討会より都市景観形成地区指定の要望書が市へ提出されたことから、地区指定に向けた手続きを進めております。3.今後のスケジュールと致しましては、今回の屋外広告物審議会での意見などを踏まえ、令和2年3月に地区指定を行い、同年4月の運用開始を予定しております。

2ページをお願い致します。承天寺通り地区、都市景観形成方針および基準案を記載しております。景観形成方針(案)につきましては、九州の陸の玄関口である博多駅と博多旧市街をつなぎ、博多部の歴史・伝統・文化などを醸し出すまちなみの形成を目的としており、その内容については記載の通りでございます。次に、景観形成方針を具体化するための景観形成基準案につきましては、主なものと致しまして、①の建築物等では、建築物の壁面位置の制限について、ゆとりと賑わい空間創出のため、承天寺通りとの敷地境界線から壁面を1.5メートル後退させることなどとしております。資料の右側、②の屋外空間につきましては、駐車場について、歩行者の安全確保のため原則として車両出入口は承天寺通り沿いに設けないものとするなどとしております。最後に、今回ご審議頂く③屋外広告物につきましては、次のページで説明させていただきます。

3ページをお願い致します。屋外広告物の規格(案)につきましては、まず

共通事項として8つの事項を定めております。主な制限と致しましては、4になります。表示できる広告物としては自家用広告物に限る、としております。また、5および6になります。承天寺通りの上空に係る部分や、ネオン管の露出する広告物に関しては、設置を禁止しております。また、7になります。LEDビジョンなどの発行可変表示式広告物を設置する場合は、10メートル以下の低層部に限るとともに面積の合計を1.0平米以内とすることとしております。次に、屋上広告物の設置につきましては、原則として設置を禁止しております。ただし、広告物の内容が社名や建物の名称であり、広告物を設置する工作物が屋上設備の隠蔽を目的としたもので、建物の外壁面と一体的にデザインされたものについては、設置可能としております。壁面利用広告物につきましては、表示面積の合計を1面につき壁面面積の10分の1以下とし、承天寺通りに面した10メートルを超える高層部については、社名や建物名称に限り、設置可能としております。

4ページをお願い致します。承天寺通り地区において景観形成基準に基づき景観誘導を行った場合のイメージパースをお示ししております。なお資料はあくまでイメージであり、実際の通りとは異なりますのでご了承下さい。屋外広告物の形成につきましては、必要最小限とし、低層部への集約化や設置位置に配慮することで地区全体の調和が図られた統一感あるものになっております。次のページ以降に参考資料と致しまして、資料右上に記載しておりますが、参考資料1として、承天寺通りまちなみづくり検討会において策定されたルールを、参考2と致しまして現行の規格と比較した資料を添付しておりますのでご参照ください。

以上で「【承天寺通り地区】都市景観形成地区指定にかかる屋外広告物の規格(案)について」の説明を終わります。

- 会長 : 只今事務局より審議事項についての説明がありました。これについてご質問やご意見等を頂きたいと思っております。如何でしょうか。どうぞお願いします。
- 委員 : 屋外広告物の規格(案)の共通事項の7番ですが、発光可変表示式広告物の「面積の合計は1.0㎡以内」とありますが、合計はどの単位で計算されるのでしょうか？
- 事務局 : 建物について合計1㎡です。建物に設置する場合や地上設置広告物のような独立して設置する場合もありますが、基本的には合計で1㎡以内となります。
- 会長 : 基本的にこれは通りに対しての景観形成なので、通りに面している建物の1㎡以下という目安かと思っておりますが、合計する範囲の明示をお願いします。
- 委員 : 同じく発光可変表示式広告物についてですが、LEDを使ったものは非常に輝度が高いものが増えていまして、夜間は人間の目の感度が高まっているの

で、非常に昼間見るより眩しく感じられやすくなります。また高齢者も、目の視覚的な生理機能の変化で光が目の中で散乱しやすくなって、同じく眩しさを感じやすくなります。輝度の測定方法や、数値基準とかを決めるのは難しいとは思いますが、この参考資料の2を拝見しますと、下の方に「輝度」というかたちで「周辺環境に配慮したものとする。」と掲げています。このような定性的なものでも良いと思うのですが、一言「輝度」と入れておいて頂くと、発光面の明るさについて気を付けなければならないと意識が残るのではないかと思います。これは意見です。

- 事務局 : 検討させていただきます。
- 委員 : LED ビジョンはこの地区には必要無いのではないかと思います。この地区に表示する方はおられないのではないのでしょうか。
- 事務局 : LED ビジョンではないのですが、現在、建物の低層部に小規模な発光可変表示式の看板を出されている所がありますので、実際に設置されている状況を見ながら地域の皆さんが基準を設定されたという風に伺っております。
- 会長 : まちづくりの自主的なルールを決められるときに、既にこの話があったのですか。
- 事務局 : 平成30年の10月から、地権者の方々が集まられて自主的に検討を重ねられ、約半年の間に5回ほど地域の方で熱心にご議論頂き、この案(参考資料1)がまとめられました。それを尊重し、景観形成地区の屋外広告物の規格を策定したいと考えております。
- 委員 : イメージを作ったパースがあるのですが、実際の建物の高さというのは、ある程度高いもの低いものと色々あるのですが、どれくらいの容積率でどれくらいの高さのものになりそうかという基準があれば教えて頂きたいと思います。
- 事務局 : 今回の地区指定にあたり、ということでしょうか？
- 委員 : いえ、地区指定ということではなく、全体にイメージをする場合に、このパースだと二層くらいの低い古い建物もありますが、こういう状態になり得るのか、そういうものは残り得るのか、あるいはかなり高度に開発されて高層の建物ばかりになってしまうのか、という話ですね。
- 事務局 : 現状では広い敷地から間口の狭い敷地もありますので、基本的には共同化ということが無ければ、小さい建物や低層のものが残っていくのではないかと考えております。
- 委員 : 最初ご説明頂いたように、この地区が御供所地区と博多駅を繋ぐ地区で、御供所地区も同じような景観形成地区みたいなイメージかと思いますが、そのこの広告物と今回の地区指定で規格を定めようとしている広告物の比較考

量というか、連続性みたいなものは検討されているのでしょうか。

事務局 : 御供所地区についても景観形成地区に指定しておりまして、必要最小限の掲出とする、自家用広告物とする、屋上設置広告物の禁止、点滅や道路の占有など、基本的に同じような考え方となっております。

会長 : それでは、意見をまとめさせて頂くと、最初のご意見であった、案の中で3ページの7番、発光可変表示式広告物に関して、「どの面に」という話などを、一文を入れて頂くということと、あとは輝度に関してはご検討頂いて、表示の文言をどうするかということをご付加して頂くことを検討して下さい。それから、これ自体を無くすか無くさないかという話に関しましては、まちづくりの自主的なルールで既に決まっていますので、一応残しておくということで良いと思います。あとは、他の件についての説明は今の話で良いと思います。宜しくお願い致します。

では本日の審議事項について、一部修正もあると思いますけど、了承頂けますでしょうか。結論としたいと思いますが、如何でしょうか。

委員 : すみません、1点気になったところがございます。このまちなみルールは、承天寺通りの地元の方々が考えられたのですよね。この中身を見ますと、非常に良く考えられており、まちなみの歴史的景観を守りたいという思いが強いなと思いました。もちろん色彩の問題もあると思いますが、デザイン性が優れたもの、あるいは素材や材質に関して屋外広告物の基準は特に何も無いので、どういう風にまちなみのルールを実現するのか、対策や考え方は何かありますか。

事務局 : 共通事項の1番の所で、地区全体で調和を図り、歴史・風格を感じられる落ち着いた意匠・形態・材料・色彩、というようなことは配慮事項というかたちで掲げております。具体的な基準というものは特に定めてはおりません。

委員 : こういう規制のルールを作成した場合、最低ラインを決めて違反を防ごうというルールになると思います。ただ、本当に街並みを良くしていこうと思うと、最初のまちなみルールにあるような、様々なお考えを実現しようとすると、最低ラインだけを決めていてもなかなかレベルが上がって行かないという可能性もあると思いますので、レベルが高いものをバックアップするような取り組みも必要なのではないかと思いました。例えば歴史的なまちづくりで、様々な景観のコントロールをしているところもありますが、かなり歴史的な美しい街をデザインした場合、それをサポートするような仕組みもあると伺ったので、そういったことにも取り組まれた方が良いのではないかと思いました。このルールでどうこうということではないかもしれ

ませんが、そういう支援も考えて頂いた方が良いなと思いました。

事務局 : 広告物というより、どちらかというと建物の意匠などの話のなかでは出てくるかと思いますが、そういった支援について今後地元の方や内部で検討しながら出来る事があればしていきたいというふうに考えております。

会長 : 今の話は2ページにあります、③屋外広告物の話よりは、むしろ上位概念の屋外空間とか、例えば建築物等の全体にも関わってくるお話かと思います。ただ委員がおっしゃった、やはり今後さらにデザイン性とか街並みを意識した、いわゆる地元が愛している所はどこか、というあたりをどう議論していくかということの検討はさせて頂こうかと思います。その辺も検討していく、ということをお願いします。

事務局 : はい。今後検討させていただきます。

会長 : 他にご意見はありませんか。では、また改めて他にご意見が無ければ、これで了承とさせて頂きたいと思いますが、如何でしょうか。  
(異議なし)

それでは、了承いただいたということでありがとうございます。

続いて報告について、「福岡市屋外広告業者に対する処分基準について」事務局からお願いします。

事務局 : それでは報告事項、福岡市屋外広告業者に対する処分基準について説明致します。「第27回福岡市屋外広告物審議会」資料をお願い致します。

1ページをお願い致します。今回、屋外広告物業者に対し処分基準を定めることとしておりまして、その概要についてご報告させていただきます。最初に、1. 屋外広告業登録制度ですが、「屋外広告物業」とは屋外広告物の依頼を受け、屋外広告物の表示や屋外広告物を掲出する物件の設置を業として行う営業を言いまして、福岡市内の区域内において屋外広告業を営もうとするものは福岡市長の登録を受けなければならない、とされております。参考に、12月末現在の登録業者数は897社で、うち福岡市内の業者は328社となっております。制度の概要を資料に記載しておりますが、登録有効期限は5年間となっており、また営業所ごとに屋外広告物に関する一定の知識を持つ業務主任者を選任することなどの条件がございます。他都市における屋外広告業者の処分基準策定状況におきましては、記載の通りとなっております。

次に、2. 処分基準の方針でございますが、今回処分基準を設ける目的につきましては、福岡市屋外広告物条例において、屋外広告物業者に対し、必要な指導、助言及び勧告を行うことができると規定しており、屋外広告物行政をより実効的なものにするためには、屋外広告活動の大半を担う屋外広告

業者に対する施策を講じることが効果的と考えております。そのため、不良業者を排除し、良質な業者を育成するため、屋外広告物業者に対する処分の具体的な基準を定めるものでございます。処分基準の考え方でございますが、違反行為に応じた処分基準としております。対象となる違反行為につきましては、条例第 38 条第 1 項に登録の取り消しや営業停止命令について定めておりますが、この規定により処分が定められた行為を処分対象としております。屋外広告業者に対する是正の手順ですが、違反行為があった場合、まずは業者に対し是正を行うよう、助言、指導及び勧告を行います。それでもなお違反行為が是正されない場合は、不利益処分の名あて人に対し意見陳述のための聴聞や、弁明の機会の付与の行政手続きを行ったあと、「登録の取消し」もしくは「営業停止命令」の監督処分を行います。処分の基準につきましては、違反行為の内容や罰則の重さに応じて定めることとしており、複数の違反行為がある場合は、最も重い処分を適用することなどとしております。「登録の取消し」もしくは「営業停止命令」の監督処分をしてもなお、是正に従わない場合は、刑事訴訟法に基づき告発を行うこととなります。3. 今後のスケジュールでは、本日の屋外広告物審議会の報告のあと、4月に福岡市に登録している屋外広告業者に対する説明会を行い、5月に要綱策定し運用を開始する予定としております。

2ページをお願い致します。今回定めることとしている処分基準(案)になります。先ほどご説明しました通り、条例第 38 条第 1 項に規定された行為について、それぞれ処分基準を定めております。処分基準の設定につきましては、屋外広告業の登録にあたり不正な手段によるものや登録の要件が適合しなくなった場合は「登録の取消し」、それ以外の違反行為については、その内容や罰則の重さに応じて 30 日、60 日及び 180 日の営業停止期間を設定しております。まず条例第 38 条 1 項の 1 号及び 2 号につきましては、不正の手段により屋外広告業の登録を受けたときや、登録申請の際の登録拒否要件に該当することとなった場合となりますので、登録を取消すこととなります。3 号の変更の届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、90 日の営業停止としております。

次に資料右側の第 4 号になりますが、4 号では条例又はこれに基づく処分に違反したときとなっておりますので、罰則について規定している条例第 46 条、47 条及び過料について規定している第 49 条に定める違反行為について、処分を行うこととしております。46 条に定める違反行為につきましては、1 号の登録を受けないで屋外広告業を営んだ者については刑事告発、また 2 号又は 3 号に該当する場合は登録の取消となります。次に 47 条ですが、7 号の業務主任者を選任しなかった者につきましては、登録の要件に適

合しないこととなりますので、登録の取消、それ以外の違反行為につきましては、違反の内容に応じ 60 日から 180 日の営業停止期間を設定しております。49 条につきましては、過料という処分になりますので、30 日の営業停止期間を設定しております。

以上で福岡市の屋外広告業者に対する処分基準の報告を終わります。

- 会長 : ただいま事務局より資料の説明がありました。ご質問、ご意見はありますか。
- 委員 : 2 ページ目の処分基準 (案) について、2 号の (8) の「その役員の中に、(1) から (5) のいずれかに該当する者があるもの」の所について、(6) が入っていないのは何故でしょうか。
- 事務局 : 申し訳ありません、条例に規定しておりまして、どうして (6) が含まれていないのか、今はわかりません。
- 会長 : 多分、上位概念の暴力団が会社を作るとか、そういう所の上記法令が禁止されていて、個々を除外していると思いますので、調べて後でお伝え下さい。宜しく願います
- 事務局 : わかりました。
- 委員 : もともと罰則規定も色々ありましたので、さらにこういった処分基準を作るという事に対して、現時点で違反するような業者が増えてきたのかなと推測されますが、現在の実態等について教えて頂きたいと思います。
- 事務局 : 本市では、違反広告物の是正指導について、平成 28 年 3 月の条例改正により指名公表制度を導入し、違反者への是正強化と再発防止を行っておりますが、違反広告物の是正指導時に屋外広告物の違反に加えて、屋外広告業における違反行為が確認される場合があります。しかしながら、条例に罰則規定はあるのですが、具体的な処分の内容というのはこれまで定めておりませんでしたので、業者に対する充分な是正指導が行われていなかったというのが現状です。そのため、業者の違反行為の抑制を図るために、今回処分基準を定めるものでございます。
- 会長 : 4 月に行う業者説明会を是非丁寧に願います。ただ、4 月に説明会をやられて、5 月 1 日に施行実施となると時間があまりないので、そこは気を付けて下さい。
- 事務局 : 状況を見て、もし業者の方から時間的な余裕が欲しいという意見があれば、様子を見て施行ということも考えていきたいと思えます。
- 委員 : 説明会は業者の方を集めて連絡されるのでしょうか？
- 事務局 : 今回、審議会での色んな意見を踏まえ必要な見直しなどを行い、正式に業者の方全てに連絡をさせて頂こうと思えます。
- 委員 : 1 ページ目 2 番の「処分基準の方針」の中の、「処分基準の考え方」の中の

「対象となる違反行為は条例第 38 条・・・」とありますが、ここの「対象となる違反行為は」についてどういうふうに考えておられるのか、説明を頂けますか。

事務局 : 次のページの参考資料に、条例第 38 条第 1 項の規定をそのまま載せさせて頂いておりますが、「次の事項に該当するときは、その登録を取消し、又は 6 か月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることができる。」というふうに定めております。この第 38 条第 1 項に、1 号、2 号、3 号、4 号の基準を定めておまして、この 1 号から 4 号に該当する場合に処分が出来ると条例で規定しておりますので、その内容のそれぞれの違反行為について今回基準を設けているということになります。

委員 : そういうことでしたら、この 4 号のなかに、第 47 条 3 番「許可期間の満了又は許可取り消しによる広告物の除去義務に違反した者」とありますがこの場合は許可期間が満了しその後何もしなかったら業者の方に処分が科されるということですか。

事務局 : 今回処分基準を定めますが、すぐに適用するというわけではなくて、先程申しましたように、違反行為が見つかった場合は、まずは是正指導というかたちで助言、指導、勧告といったものをさせて頂きます。それでもなお従わない場合にこういった処分基準が適用されるということになります。

会長 : 今説明して頂いたように、この基準（案）に関しましては、一番大きい話では、色がついている所を新たに具体的に示したということ。もともとの条例に基づいて文言とかで抽象的だったものを具体的に示すということ。また、行政処分を受けるまでの指導、相談などの段取りを示したものだと思えます。

委員 : 違反広告物が年間どれくらいあり、その発見に至るまでの大きなきっかけとなるものについて、教えて頂けたらと思います。

事務局 : 違反の広告物ですが、基本的に毎年エリアを決めて許可申請が無いものなどを調査しております。その調査をもとに毎年是正指導をしております。昨年度であれば、是正個数としては 71 個となっております。

委員 : 発見に至るきっかけとなるものは。

事務局 : 発見に至るものとしては、広告物の現況調査になります。その中で許可申請の無いものや、今の規格基準を満足していないものを、調査の中でピックアップし、業者の方に対して指導を行っております。

委員 : それ以外で何かこの広告物についてどうなのか、という声がありそれに対応するというような事例はございませんか

事務局 : 住民の方などから都市景観室にお問い合わせがあった場合に現地調査させ

て頂いて、違反行為がある場合は是正指導を行っております。

委員 : では最後に、この処分基準を定めてこの罰則期間を設定するという事で、今までと大きく対応が違ってくるといふ所はどの点なのか、もう一度伺いできたらと思います。

事務局 : 今までではあくまでも違反広告物に対する指導しかしておりませんでしたので、今回この業としての処分を定めることで、業者の方の意識がもう少し向上されて、違反広告物の掲出が抑制されるのではないかと期待して、今回処分基準を定めさせて頂いております。

会長 : はい、他にどうでしょうか。それでは、本日の報告事項についてはこれで宜しいでしょうか。ただ、先ほどの確認の(6)暴力団等、が(7)に含まれていないことについて確認が取れていないので後日報告をお願いします。

事務局 : その件については後ほど調べて皆様に報告させていただきます。

会長 : では他に報告事項に関しては無いですね。では以上とさせていただきます。

会長としての議事進行はここまでとさせて頂きたいと思います。本日は円滑な会議の進行にご協力頂きましたことを、心より感謝申し上げます。では、事務局に進行をお返し致します。

事務局 : これを持ちまして、第27回福岡市屋外広告物審議会を終了させていただきます。